

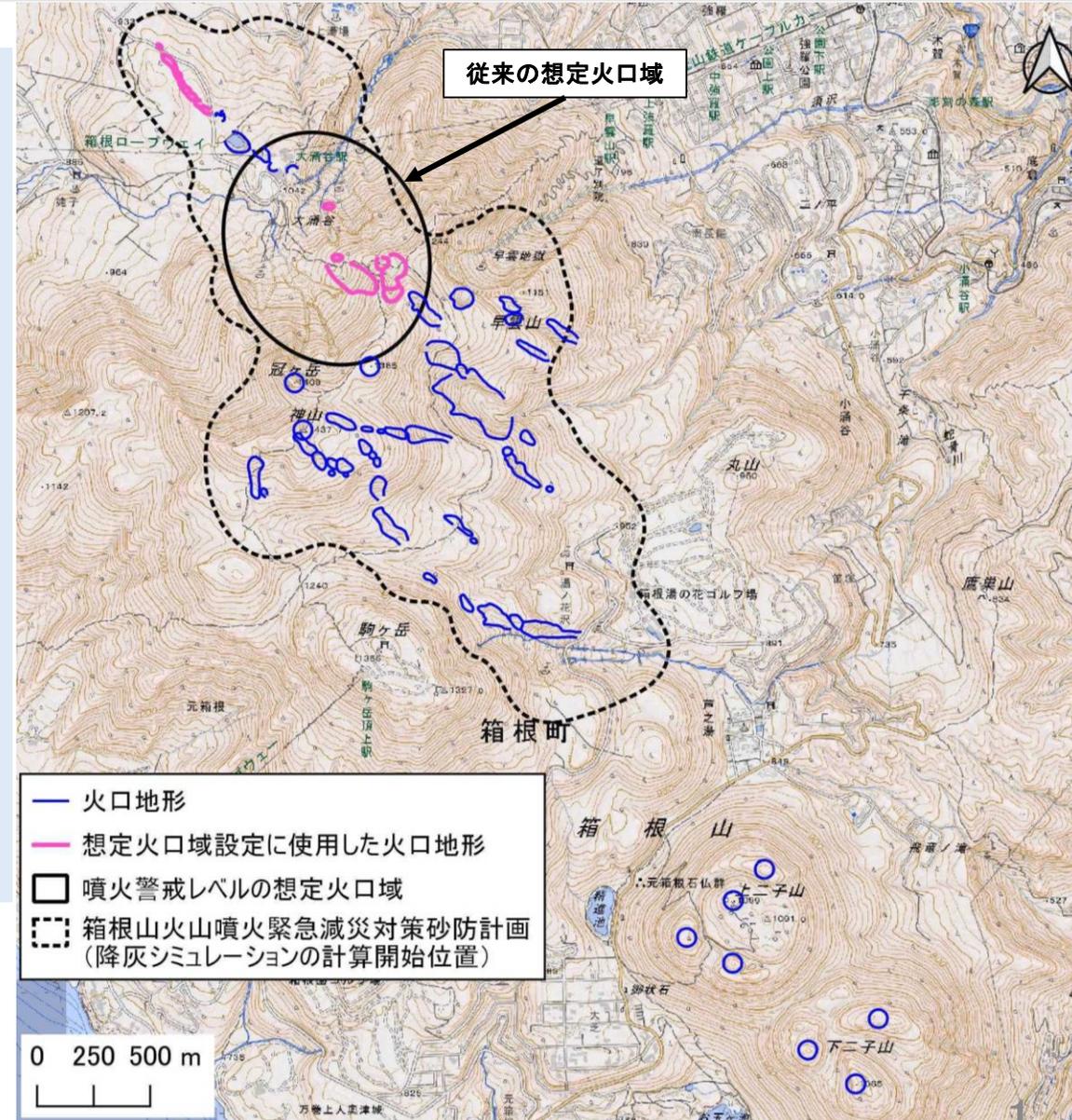


箱根山想定火口域と避難計画 の見直しについて

くらし安全防災局

想定火口域の見直しの経緯

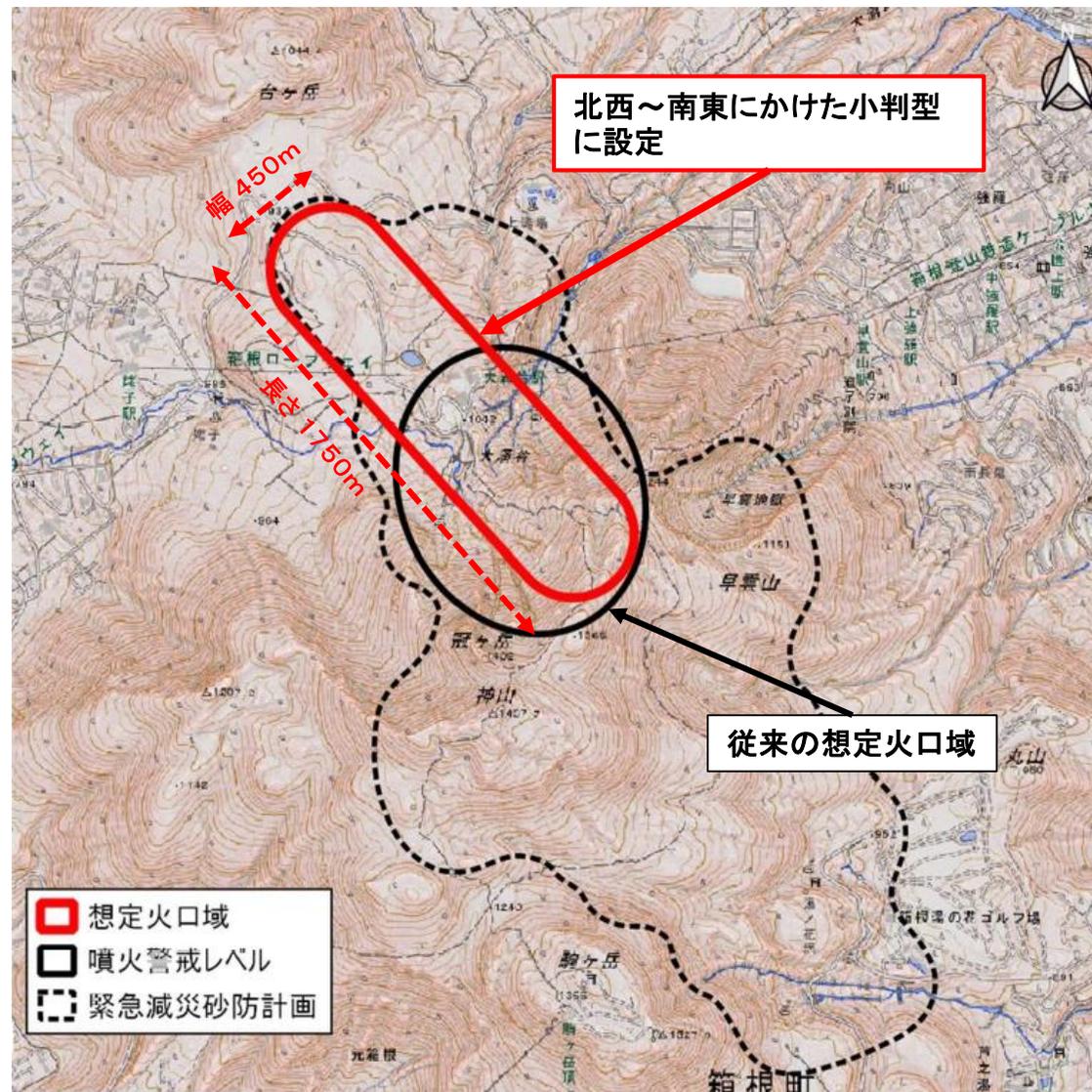
- 従来の想定火口域であった大涌谷(黒実線枠内)に加えて、新たな知見によって過去の火口跡(点線枠)が明らかになった。
- 想定外の被害をなくす防災(住民等の避難)の観点から、令和5年度から6年度にかけて、有識者等で構成する検討部会で、これらの火口跡にかかる噴火の発生リスクを評価した。
- 評価の結果、今後水蒸気噴火が発生するリスクのある火口跡(ピンク色箇所)を選定し、想定火口域の見直しを行った。
(過去3000年以内の火山活動により、「噴出物が出た」・「噴出物が出たと想定される」火口跡)



新たな想定火口域の設定

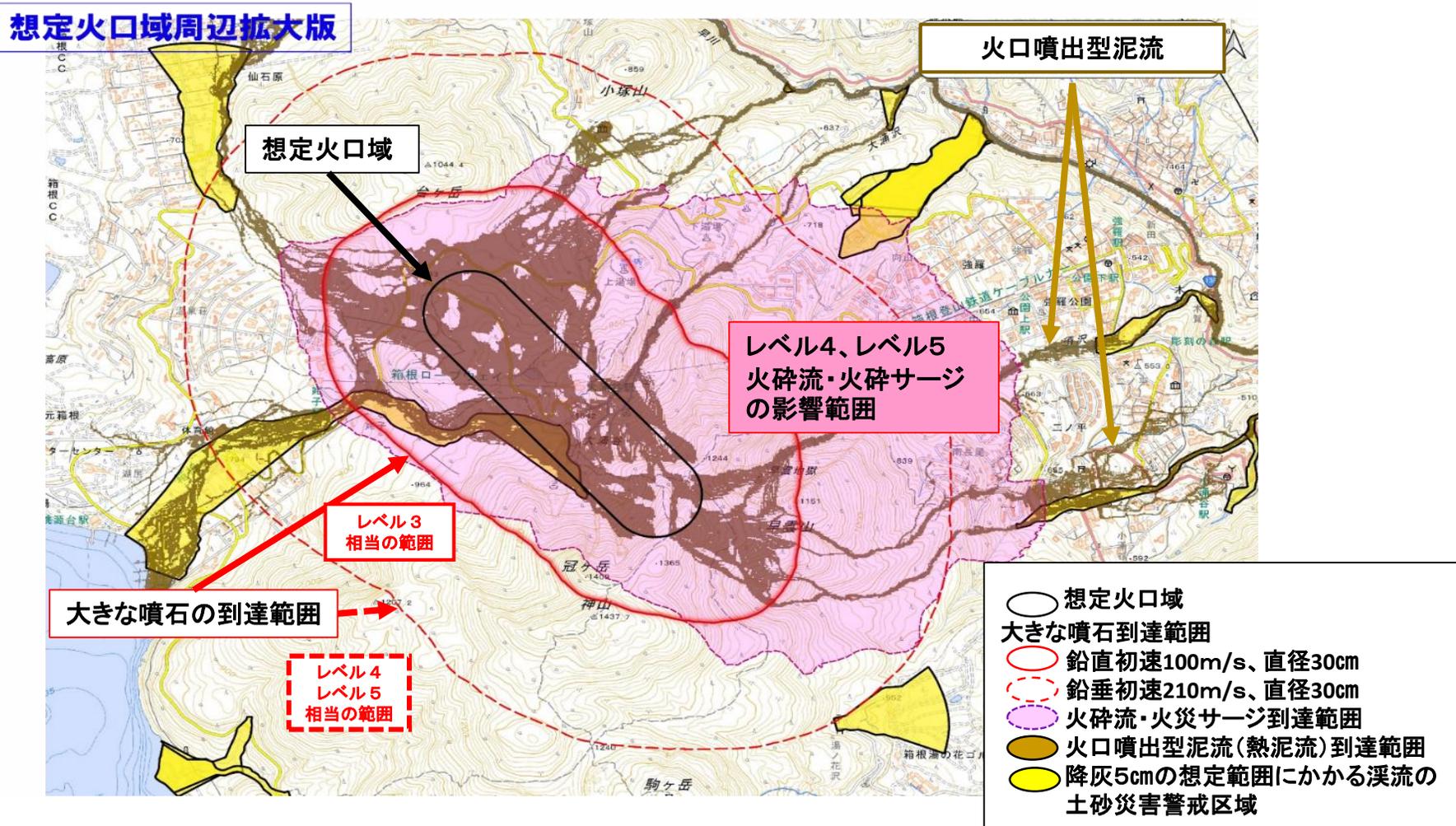
- 大涌谷を中心とする楕円から小判型へ変更し、「新たな想定火口域」として設定した。

- **新たな想定火口域** (幅450m、長さ1,750m)
- 従来の想定火口域(直径:880m~1060m)



想定される火山現象とその影響範囲

想定される火山現象(噴石、火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流)のシミュレーション結果



避難対象地域の設定

避難の対象とする現象

短時間で到達し、生命に危険を及ぼす可能性が高い「**大きな噴石**」、**「火砕流・火砕サージ」**とする

避難対象地域

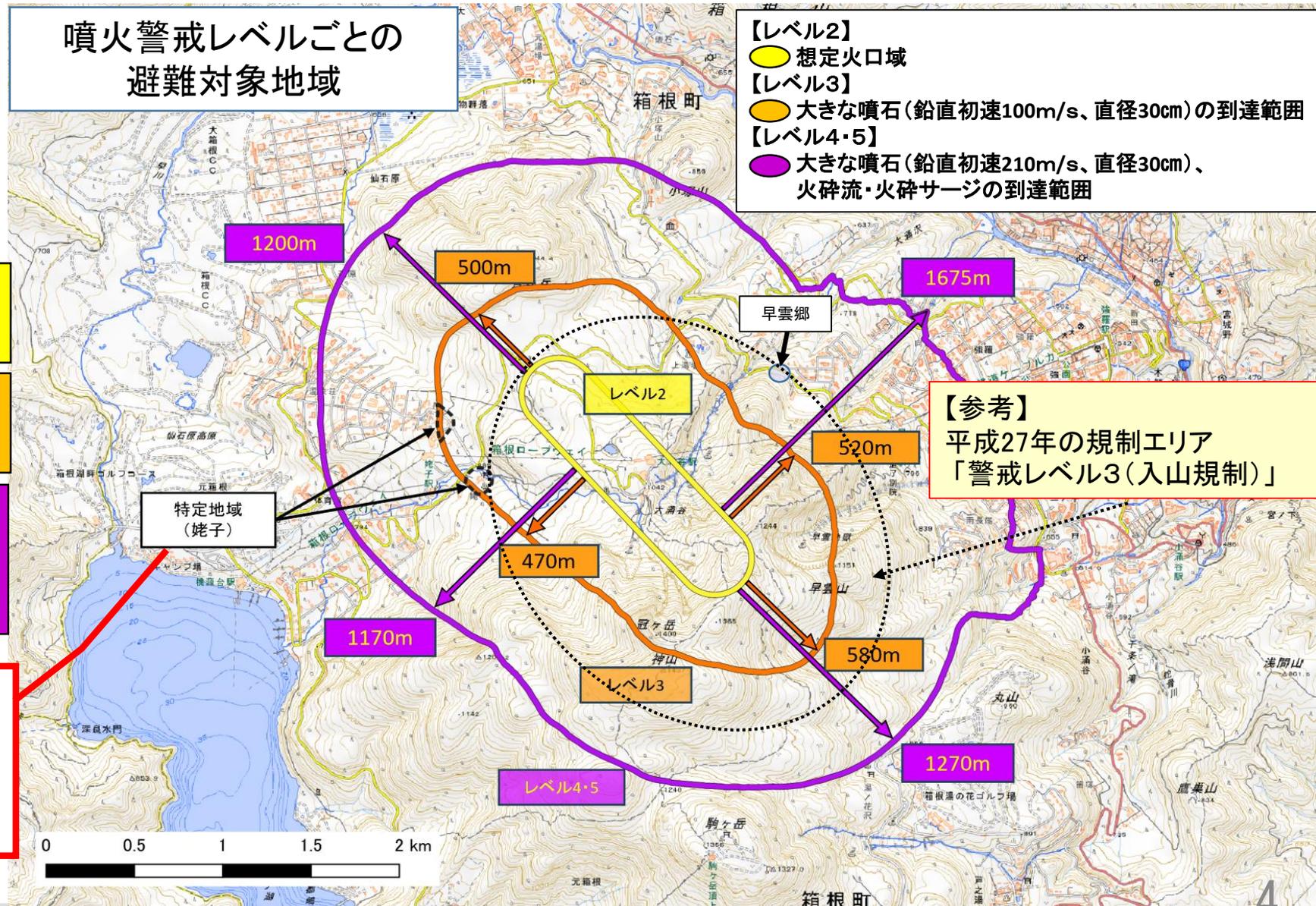
噴火警戒レベル2
(想定火口域)

噴火警戒レベル3
(大きな噴石が秒速100mで到達)

噴火警戒レベル4・5
(大きな噴石が秒速210mで到達)
(火砕流・火砕サージ・泥流が到達)

警戒レベル3(入山規制)での早期避難が必要となる「**特定地域**」に、新たに姥子が入る(現在の早雲郷はレベル4のエリアに移行)。

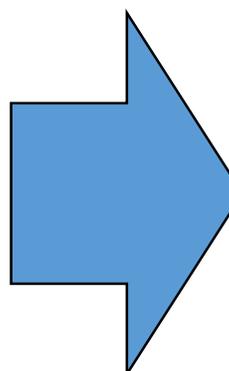
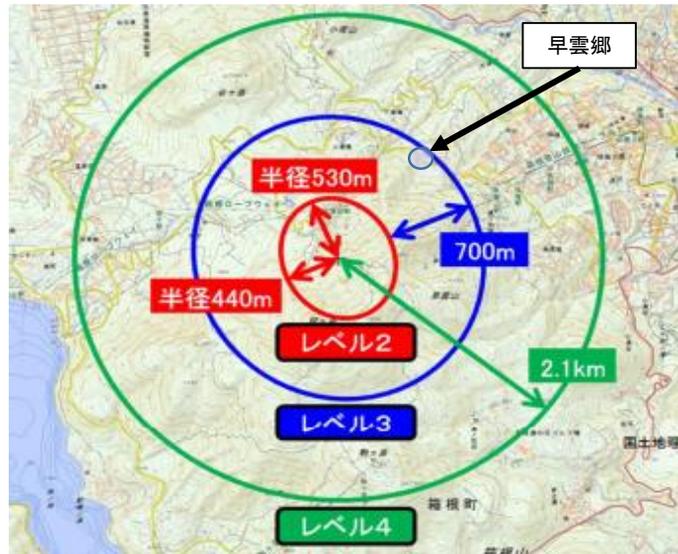
噴火警戒レベルごとの避難対象地域



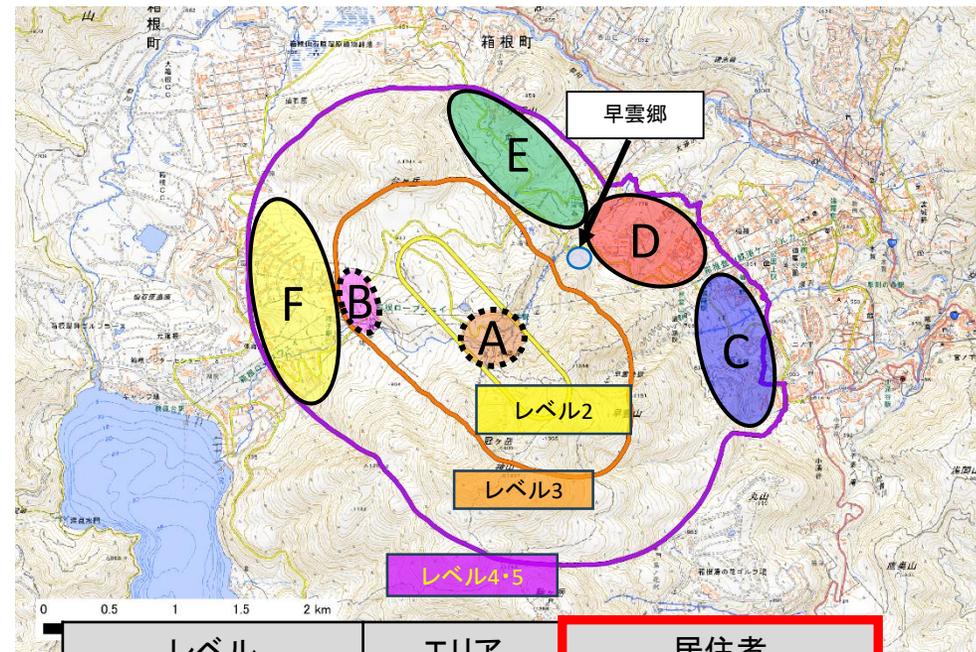
避難対象地区の居住者（令和6年4月1日現在）

想定火口域の見直しにより、影響する居住人口は減少

【現行想定】



【新たな想定】



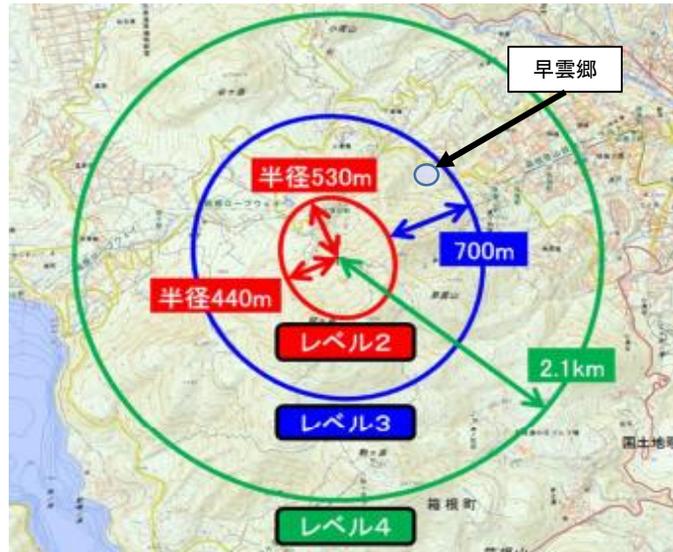
レベル	エリア	居住者	参考(H27年)
噴火警戒レベル3 (入山規制)	早雲郷	11人(5世帯)	11人(8世帯)
	姥子(B)	—	—
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) 又は 噴火警戒レベル5 (避難)	強羅南(C)	195人(165世帯)	124人(98世帯)
	強羅北(D)	220人(156世帯)	195人(133世帯)
噴火警戒レベル5 (避難)	仙石原(E)	25人(14世帯)	28人(17世帯)
	湖尻(F)	73人(61世帯)	102人(76世帯)
合計		524人(401世帯)	460人(332世帯)

レベル	エリア	居住者
噴火警戒レベル3 (入山規制)	姥子(B)	16人(14世帯)
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) 又は 噴火警戒レベル5 (避難)	強羅南(C)	165人(146世帯)
	強羅北(D)	183人(124世帯)
噴火警戒レベル5 (避難)	仙石原(E)	21人(11世帯)
	湖尻(F)	53人(42世帯)
合計		438人(336世帯)

避難対象地区の観光客数（令和6年4月1日現在）

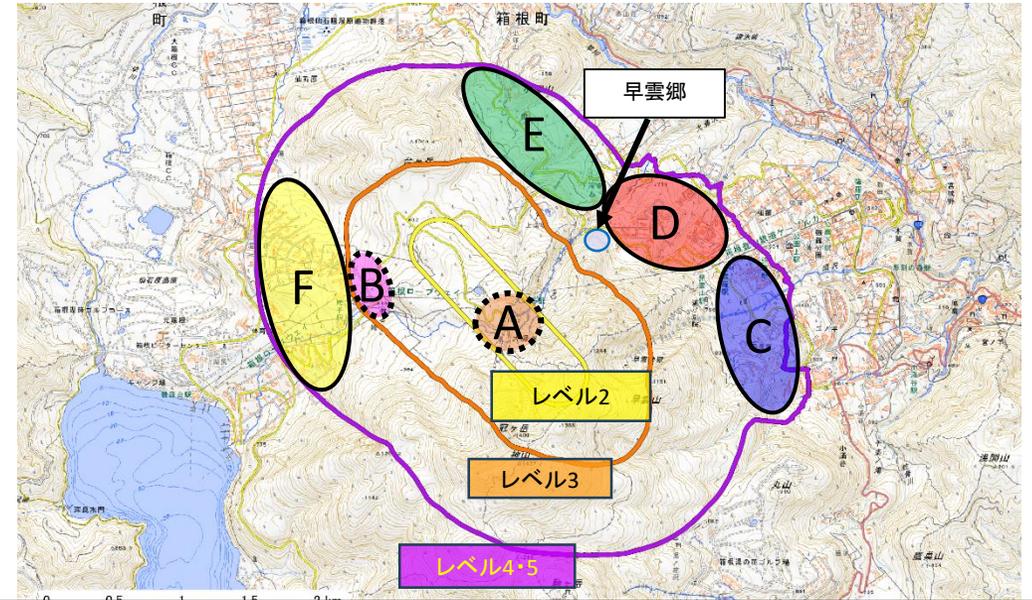
観光客への影響も減少

【現行想定】



レベル	エリア	平均観光客数(日)
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	大涌谷園地(A)	2,800人(5施設)
噴火警戒レベル3 (入山規制)	早雲郷	—
	姥子(B)	27人(1施設)
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) 又は 噴火警戒レベル5 (避難)	強羅南(C)/強羅北(D)	8,853人(6施設)
	仙石原(E)	790人(1施設)
	湖尻(F)	790人(3施設)
合計		13,260人(16施設)

【新たな想定】

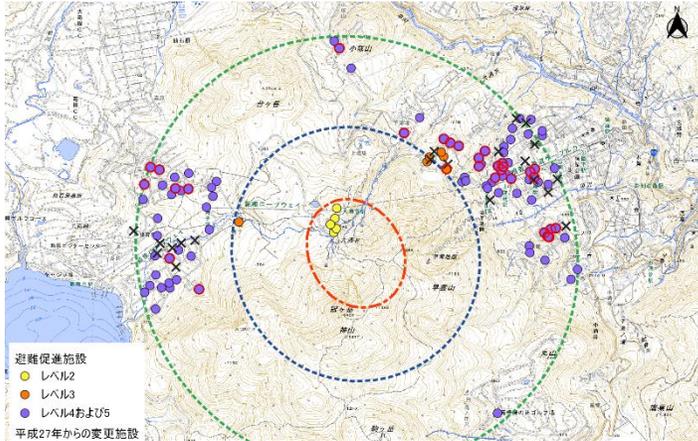


レベル	エリア	平均観光客数(日)
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	大涌谷園地(A)	2,800人(5施設)
噴火警戒レベル3 (入山規制)	姥子(B)	27人(1施設)
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) 又は 噴火警戒レベル5 (避難)	強羅南(C)/強羅北(D)	8,160人(4施設)
	仙石原(E)	790人(1施設)
	湖尻(F)	720人(2施設)
合計		12,497人(13施設)

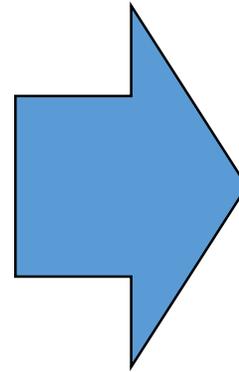
避難促進施設数（令和6年7月末時点）

要配慮者や不特定多数が利用する「避難促進施設」も減少

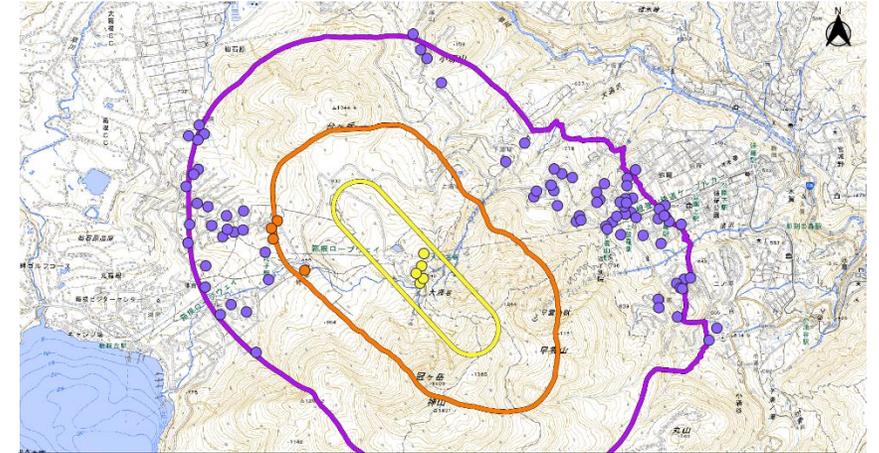
【現行想定】



レベル	エリア	施設数	参考(平成27年)
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	大涌谷(A)	5施設	5施設
噴火警戒レベル3 (入山規制)	早雲郷	5施設	7施設
	姥子(B)	1施設	1施設
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) 又は 噴火警戒レベル5 (避難)	強羅南(C)	25施設	22施設
	強羅北(D)	28施設	22施設
	仙石原(E)	5施設	3施設
	湖尻(F)	33施設	32施設
合計		102施設	92施設



【新たな想定】



レベル	エリア	施設数
噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)	大涌谷(A)	5施設
噴火警戒レベル3 (入山規制)	姥子(B)	4施設
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) 又は 噴火警戒レベル5 (避難)	強羅南(C)	22施設
	強羅北(D)	27施設
	仙石原(E)	7施設
	湖尻(F)	28施設
合計		93施設

※ 避難促進施設: 噴石や火砕流などの影響範囲内に立地している施設で、施設利用者を避難させる必要がある集客施設や福祉施設等の施設。(上記避難対象地区内の避難促進施設は宿泊施設、観光施設、公共交通機関、体育施設。)

避難計画の主な変更点①

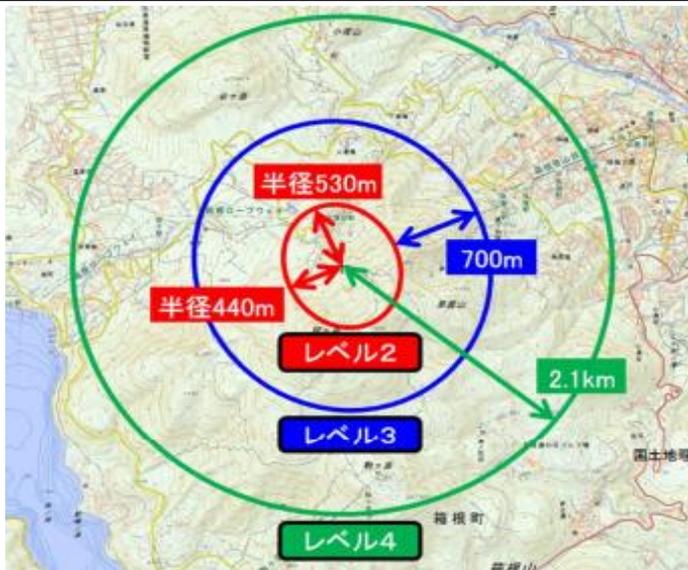
【現行】

【改定素案】

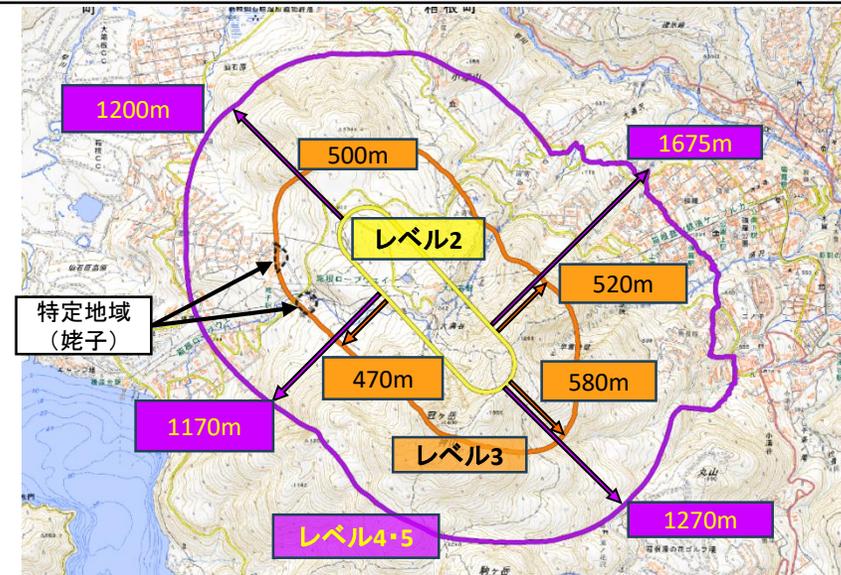
大きな噴石、火砕流・火砕サージ

避難対象の
火山現象

大きな噴石、火砕流・火砕サージ(変更なし)



避難対象エリア



524人(401世帯)

避難対象エリアの居住者
数(令和6年4月1日時点)

434人(336世帯)

避難の考え方については、**現行の避難計画を踏襲し、三段階避難とする。**

一次避難(避難対象地区内の居住者等は近隣の堅牢な建物等へ避難)

二次避難(一次避難場所から避難対象地区避難)

三次避難(町内の被災していない地域又は近隣市町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町)へ避難)

避難計画の主な変更点②

【現行】

【改定素案】

避難範囲	避難対象地域	避難ルート	二次避難場所
狭 ↓ 広	ハル2 A:大涌谷周辺	県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
	ハル3 B:早雲郷Iⅴ	県道 734 号→ 国道 1 号 (県道 723 号) → 国道 138 号→	宮城野 浄水センター (前段階としてや まなみ荘を活用)
		C:姥子Iⅴ	県道 735 号→県道 75 号→
ハル4 ・ ハル5	D:強羅南Iⅴ	県道 723 号→国道 1 号 →国道 138 号	宮城野 浄水センター (前段階としてや まなみ荘を活用)
	E:強羅北Iⅴ	駅下通り→県道 723 号 →国道 138 号→	まなみ荘を活用)
	F:仙石原Iⅴ	県道 733 号→	仙石原公民館
	G:湖尻Iⅴ	(姥子)県道 735 号→県道 75 号→ (温泉荘)県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

※表のみの表示



二次避難場所：芦ノ湖キャンプ村	
経路	県道735号→県道75号→
二次避難場所 駐車スペース	100台程度 (周辺施設を含む)
バスの 発着場所	芦ノ湖キャンプ村

※地図・表による表示

避難経路

明記無し

災害対策基本法に
基づく警戒区域

箱根町は必要があると認めるとき、災対法63条に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとする。

明記無し

適切な情報発信

噴火活動の沈静後、神奈川県及び箱根町は協議会構成機関と連携し、積極的な観光PR活動を行い、イメージの回復を図る。

明記無し

火口の範囲が
特定された場合

箱根町は協議会等における協議を踏まえ、立入規制範囲を縮小する。

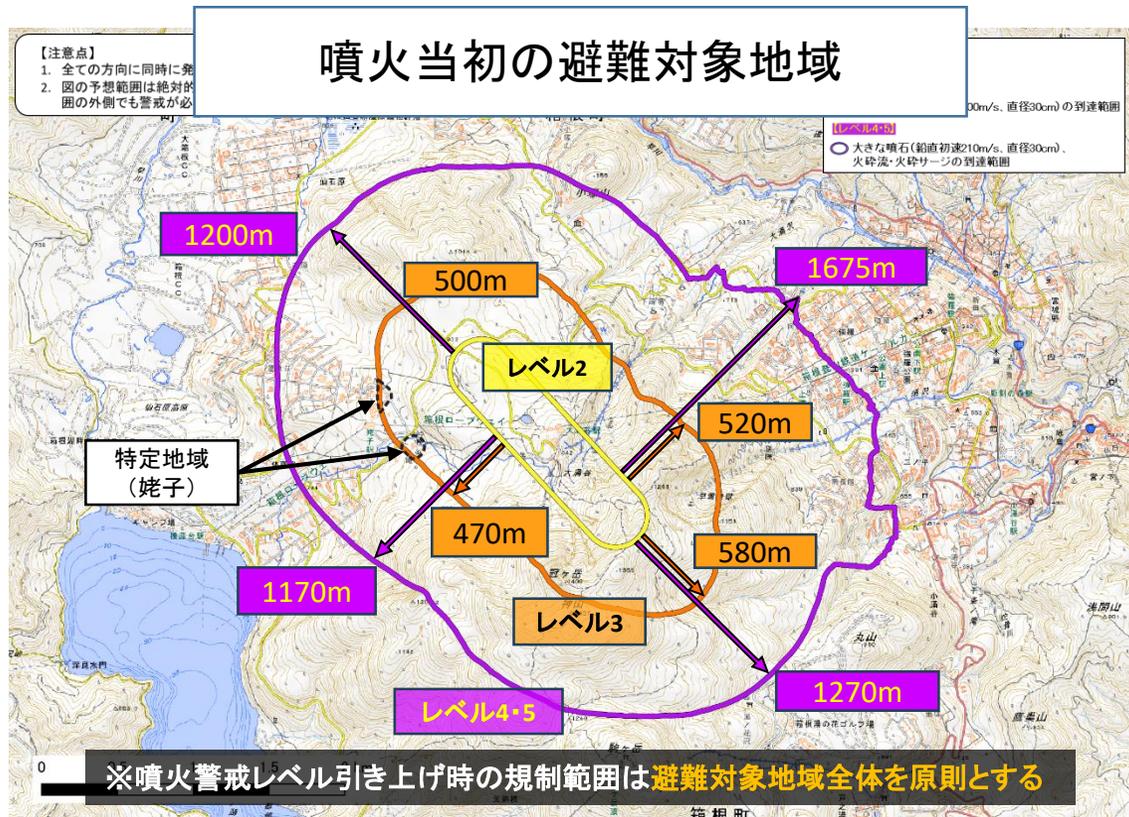
明記無し

避難指示の解除

箱根町は協議会等における協議を踏まえ、避難指示の解除について決定する。

【参考】避難対象地域の縮小

火口位置が限定された場合



噴火当初は、噴火が想定される火口域を全てを対象に避難対象地域を設定

噴火発生後、火口位置が特定され、噴火の範囲が限定されるフェーズに至った段階で、**避難対象地域を縮小**